

## 要 請 書

- ◇今の避難計画は4月に改正された災害対策基本法等に違反しており無効
- ◇これでは避難先として鹿児島県民の安全は守れない
- ◇熊本県民には川内原発適合性審査・防災計画について何の説明もなされていない

**違法な原子力災害避難計画のままの再稼働に反対を表明して下さい**

**熊本県下での公聴会・説明会を実現してください**

熊本県知事 蒲島郁夫様

私達は10月24日に、川内原発の避難計画と火山リスク等の安全性問題に関して、政府と交渉を行いました。その結果を踏まえて、10月27日には水俣市、出水市、薩摩川内市に避難計画の問題について要請書を提出しました。

これらの中で、現状の避難計画では、避難施設が津波等の危険区域に指定されたままで、4月に改正された災害対策基本法等に違反していることが明らかになりました。お会いした西田弘志水俣市長を初め、3市の各担当者も「違法状態にある」と自ら認めています。これでは住民の安全を守ることはできません。

本年8月、熊本県は水俣市・天草市・芦北町・津奈木町との連名で、内閣府及び原子力規制委員会に対して、「川内原子力発電所の安全対策及び防災対策に係る要望」を提出されました。その中でも、「住民及び自治体に丁寧な説明を行い、その理解を得るよう取り組むこと」を要望しています。しかし実際は、鹿児島県で行われた説明会には水俣市や津奈木町、芦北町が避難者受入先となっているにも関わらず、熊本県民には説明会への参加資格もありませんでした。水俣市長も、「未だに国から説明がない」（10/28・薩摩川内市長の再稼働同意表明を受けて）と発言しています。

一方、鹿児島県では、住民の不安や質問に対して十分な説明もされないままで有るにも関わらず、「住民の理解が得られた」と非常に強引な進め方がされています。このようなやり方で、再稼働同意に進むなど許されることではありません。

### 1. 災害対策基本法等の改正で、避難施設は津波等の危険区域には指定できなくなりました。

4月に改正された災害対策基本法では、避難施設（「緊急避難場所」と「避難所」）の「指定」と「基準」に関する規定が盛り込まれました。この災害対策基本法は、一般の自然災害のみならず、「放射性物質の大量の放出」を原因とする大規模な事故も災害として含めています（災害対策基本法施行令第1条）。この改正に伴い、原子力災害対策特別措置法（原災法）でも同様の扱いとなりました。

災害対策基本法の改正に基づき、バスで移動するための一時集合場所（緊急避難場所）と避難者が滞在する避難所は、津波等の危険区域外である「安全区域」に指定することになりました。そのため、各自治体は、危険区域内に指定している避難施設について見直しを行っていま

す。内閣府防災担当者は、避難所については、原発事故の場合は「安全区域」に設定し、さらに30km圏外で選ぶことになっていると説明しました。

以上のように、原発事故時の避難施設は津波等の危険区域に指定してはならないという法改正により、各自治体の川内原発事故時の避難計画は違法な状態にあるため、見直しが始まっています。

## 2. 水俣市、出水市、薩摩川内市は、原発事故時の避難施設が違法状態にあることを認めています。

4月の災害対策基本法等の改正で、津波等の危険区域（「安全区域」外）に、避難施設を設定してはならないことになりました。10月27日の申し入れの際、水俣市、出水市、薩摩川内市は、原発事故時の避難先が危険区域にあることを認識しており、各市の担当者は、この現在の状況では「法に違反している」と自ら述べました。そのため現在、施設の指定見直しを進めており、避難計画の改定には時間がかかるとのことで、水俣市の場合は、今年度中に改定予定とのことでした。

例えば、出水市民が避難する水俣市の避難所である久木野小体育館（268名収容）は土砂災害の危険区域にあり、二中体育館（443名収容）は洪水高潮の危険区域にあります。平地が少なく、急峻な地形の水俣市は災害危険区域も多いため、避難所を別の施設に指定し直す作業も容易ではありません。避難元・避難先自治体での議論も当然必要になってきます。

このように各市は、原発事故時の避難施設が違法状態のままであることを認めましたが、市民にこのことは知らされていません。避難元の市民も避難先の市民もこれを知らされず川内原発の再稼働が進められています。

## 3. 避難者受け入れやスクリーニング・除染等についての説明がされていません。

鹿児島県は、薩摩川内市他5箇所で開催された住民説明会を行いましたが、県外の住民はまったく排除されました。しかし、水俣市や津奈木町、芦北町は、出水市や阿久根市から多くの避難者を受け入れることになっています。

避難時のスクリーニングや除染の場所については、9月12日に開催された内閣府の原子力防災会議の資料に、それまで原発から30キロ圏内で実施としていたものを、「原則として避難先となる市町に1ヶ所ずつ設置する救護所等で実施」とあります。（県境を超える避難については、別途調整中）また、スクリーニングの基準や除染方法は緩和・簡略化され、住民の安全を守れるものではありません。

スクリーニングや除染作業をどこで行うかということは、水俣市民にとってはとても大きな不安材料です。水俣市長も、「水俣でスクリーニングをやるとは把握していない」と述べ、「避難計画の具体化が進まない中での再稼働には不安がある」と繰り返し発言しています。

水俣市や津奈木町、芦北町は、水の汚染による健康被害という大きな公害を経験し、水俣病公式確認から58年経った現在でも多くの市民が苦しんでいます。

1957年、汚染された水俣湾の漁獲禁止の措置を取らなかった国と県は、汚染の拡大と患者の多発という状況を生み出しました。このことを教訓とし、県民の命と暮らしを守るために最大限の対応を熊本県に期待します。

#### 4、P P A（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）についての説明がされていません。

原子力規制委員会は10月8日に、SPEEDIを避難判断に使わないという方針を決めました。しかし、水俣市内には熊本県が設置したモニタリングポストは1箇所しかなく、津奈木町や芦北町には設置されていません。水俣市も測定器を所有していない状況で、多くの避難者を受け入れなければなりません。判断材料が殆どない中での対応は非常に困難が予想されます。

現在のところ水俣市にはP P Aについても何の説明もないようですが、水俣病患者を含む多くの要援護者にもヘルパーの派遣停止など、命に関わるような負担を強いられる事も考えられます。

一方で、原発避難計画を考える水俣の会が、今年の8月に避難計画に関するアンケート調査を実施したところ、水俣市独自の避難計画が必要かとの問いに、59%の方が「必要」と回答しています。

川内原発から30キロ圏外の熊本県はP P Aに対する対応が基本となる、ということが内閣府・原子力規制委員会に出された要望書に記載されています。県民の不安に答えるためにも広範囲での説明会の開催を国に要望してください。

避難計画が違法であることをそのままにし、また鹿児島県外の関係自治体にも十分な説明がなされないままでの再稼働同意を表明するなど許されません。

これらを踏まえて、以下を強く要請します。

### 要 請 事 項

1. 国に提出した、「川内原子力発電所の安全対策に及び防災対策に係る要望」に対する対応を、内閣府及び原子力規制委員会に早急に求めること
2. 違法状態を放置せず、避難者受入れ先となっている熊本県での公聴会・説明会開催を国に要望すること
3. 違法な原子力災害避難計画のままの再稼働に反対を表明すること
4. 再稼働にあたっては、熊本県の同意が必要だと表明すること

2014年11月5日

反原発・かごましネット／避難計画を考える緊急署名の会（いちき串木野市）／原発避難計画を考える水俣の会／玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会／美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会／グリーン・アクション／グリーンピース・ジャパン／福島老朽原発を考える会／FoE Japan／原子力規制を監視する市民の会